

教保体第1725-1号  
令和6年2月26日

各県立学校長 様

県立学校部参事兼保健体育課長

児童生徒等の健康診断時における配慮について（通知）

日頃から学校保健活動の推進に御尽力いただきありがとうございます。

さて、学校における児童生徒等の健康診断に際しては、令和3年3月29日付け事務連絡「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について」及び令和6年1月24日付け教保体第1593-2号「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」等を参考に、これまでも適切に実施いただいているところです。児童生徒等の健康診断においては、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要です。

県教育委員会では円滑な健康診断実施のための環境整備のため、一般社団法人埼玉県医師会の御協力のもと、別紙「検査・診察時の対応及び服装についての留意点」及び「保健だより（例）」を作成しました。

つきましては、各学校において健康診断を実施する際に、本資料を参考に、教職員や学校医及び検査機関と共通理解を持った上で、児童生徒及び保護者等への事前周知に努めるようお願いいたします。

なお、埼玉県医師会へは、情報提供済みであることを申し添えます。

（参考）

- ・令和3年3月29日付け事務連絡  
「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について」
- ・令和6年1月24日付け教保体第1593-2号  
「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」
- ・「児童生徒等の健康診断マニュアルー平成27年度改訂ー」  
（公益財団法人日本学校保健会）

担 当：健康教育・学校安全担当 龍野  
電 話：048-830-6963  
E-mail：[a6960-02@pref.saitama.lg.jp](mailto:a6960-02@pref.saitama.lg.jp)

## 検査・診察時の対応及び服装についての留意点

正確な検査・診察の実施と児童生徒等のプライバシー保護の観点から、必ず学校が、学校医及び検査機関と事前に相談のうえ、学校の実情や児童生徒等の発達段階等に応じて実施してください。



### ◆プライバシー等への配慮

- ①すべての校種・学年で男女別の実施（場所や時間の工夫）について検討しているか。
- ②検診に支障のない範囲で、体操服や下着等を着衣あるいはタオル等で身体を覆い、検査や、視診や触診等による診察の直前まで、不必要な露出を避けるよう配慮しているか。
- ③着替えの場所や個別の検診スペースを確保し、脱衣や検診の様子を周囲から見えないように工夫しているか。
- ④検診時の会話などが周囲に聞こえないよう工夫しているか。

### ◆児童生徒等及び保護者の理解

- 児童生徒等
  - ・直前の説明だけではなく、あらかじめ、検査・診察の目的（疾病の早期発見等）について伝えた上で検診方法（視診、聴診、触診）、正しい検査のために必要な服装等や配慮事項について説明しているか。
  - ・（内科検診）正確な位置に聴診器を当てられるよう、また、背部視診時に肩甲骨が見えるよう、体操着の裾や下着を持ち上げるなど、介添えの教員等が補助を行うことなどについて、説明しているか。
  - ・（心電図検査）心電図機器を正しい位置に装着するため、装着時は、検査技師等が体育着を上を持ち上げることがあることなどについて、説明しているか。
  - ・（運動器検診）側わん症検診は、原則、脱衣で行うことが望ましい。着衣で行う場合は、保健調査票や日常の健康観察の結果を活用するほか、必要に応じて、触診等を行うことを事前に説明する。
- 保護者
  - ・入学者説明会や入学式など保護者へ直接伝える機会や、保健だより等を活用し、「正しく検査を受け、疾病を早期発見することの重要性」「検査の方法や服装」「個別の配慮」等について、説明を行い理解を促しているか。

### ◆当日 トラブルを避けるための取組

- 事前に以下の点について、校内及び学校医等と確認、共通理解を図っているか
- ・指定した服装以外のものを着用してきた場合の対応。
  - ・事前に説明した方法以外での検診を希望する場合の対応。
  - ・体操着や下着等を持ち上げる場合、誰が行うか。（本人・教職員・医師等）
  - ・正確な健康診断の実施のため、児童生徒等が脱衣を希望する場合の対応。
  - ・個別診断ブース内での記録及び補助について、教職員が立ち合う。（女子児童生徒等の検査の際は、女性の教職員が立ち会うようにするなど役割分担を調整する。）
  - ・健康診断で使用する器具・筆記具等は、学校で用意する。事前に教職員が検査会場に、検査に不要なものが置かれていないか確認する。

### ◆内科検診における留意点

- ・首元が衣服等で隠れて診にくい場合、甲状腺の状態が確認できない可能性が考えられる。
- ・スポーツブラのような皮膚を覆う面積が多い下着の場合、脊柱側弯が確認できない可能性が考えられる。
- ・聴診器を上衣の中に入れて聴診する場合、体に触れた触れないといったトラブルが起こる可能性が考えられる。

（服装の例）

- A校の場合：上衣は体操服のみを着用。検診時、本人等が体操服を胸が隠れる高さまで持ち上げる。
- B校の場合：上衣は体操服とブラジャーを着用。検診時、本人等が体操服とブラジャーのワイヤー部分を浮かせる。
- C校の場合：上衣はジャージと締め付けのないタイプのキャミソールを着用。検診時、ジャージを脱ぐ。

## 内科検診のお知らせ

〇月〇日、〇月〇日に内科検診を行います（詳細な日時は、クラスごとにお知らせします）。検診方法等について事前に確認し、不安なことなどがある場合は、事前に保健室まで相談に来てください。

### 目的

〇〇〇〇〇〇〇〇

### 内科検診によって発見される異常や疾病の例

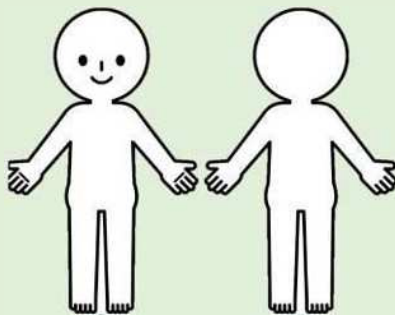
肥満・やせ

貧血

バセドウ病

心雑音・不整脈

アトピー性皮膚炎



脱毛症

いぼ・疥癬

にきび・母斑

脊柱側弯症

貧血の有無の判定は、医師の視診のみではなく血液検査等を行う必要があります。

### 【学校医紹介】



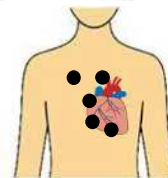
〇〇 〇〇 先生  
循環器専門。〇年から学校医として、疾病の早期発見や運動行事における健康管理などお力添えいただいています。

### 検診方法

- 【問診】保健調査結果などをもとに、必要に応じて健康状態の確認を行います。
- 【視診】皮膚の状態や脊柱側弯症等の異常の有無について、全身を確認します。
- 【聴診】心音や呼吸音を確認します。
- 【触診】背骨の湾曲や肩の高さ、皮疹の硬さ、甲状腺の腫れ方などを確認します。

脊柱側弯症等が疑われる場合は、前屈などにより形状を確認することがあります。

- ・首元が衣服等で隠れて診にくい場合、甲状腺の状態が確認できない場合があります。
- ・聴診は、聴診器を皮膚に直接あてて行います。スポーツタイプのように皮膚を覆う面積が多い下着やレース・刺繍など装飾の多い下着の場合、皮膚と衣服等がこすれる音の影響や、心音を聴くポイントに聴診器を当てられず、心雑音や呼吸音を十分に聴診できず、病気を見逃してしまう可能性があります。



聴診器を当てる場所の例

### プライバシー等への配慮

- 【検診時の服装】 女：（事前に学校と学校医が協議し、児童生徒及び保護者に通知する）  
男：（ 同上 ）
- 【検診時の配慮】 ・学校医による聴診・視診の直前まで、不必要な露出を避けるよう配慮します。  
・男女ともに、個別の検診スペースを確保し、周囲から見えないよう配慮します。  
また、距離を確保し検診時の会話などが周囲に聞こえないよう配慮します。  
・養護教諭が記録及び補助として付き添い、相談しやすい雰囲気づくりに努めます。

### その他

- ・検診後、所見があった場合は〇日以内に結果をお知らせします。その際は、できるだけ速やかに医療機関等を受診することをお勧めします。受診した際は、学校までお知らせください。
- ・医療機関に報告書への記入を依頼するに伴い、文書料等が発生する場合があります、予めご承知おきください。また、そのような場合には、保健室へ事前にご相談ください。

教保体第1593-1号  
令和6年1月24日

各市町村教育委員会学校保健主管課長  
各県立学校長  
各教育事務所（支所）長

} 様

埼玉県教育局県立学校部参事兼保健体育課長

児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための  
環境整備について（通知）

令和6年1月22日付け5初健食第13号で文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、別紙「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備の考え方について」を参考に、検査・診察における対応や検査・診察時の服装、関係者間の連携等、円滑な健康診断実施のための環境整備に取り組んでいただきますようお願いいたします。例えば、診察・検査の方法等について、学校医や検査機関と事前打ち合わせを行うとともに、校内教職員で共通理解を図ること、児童生徒並びに保護者に対して事前に丁寧な説明を行うことなどについて、御留意をお願いいたします。

各市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校への周知をお願いいたします。

なお、本件については、当課から、(社)埼玉県医師会、(社)埼玉県歯科医師会、(社)埼玉県薬剤師会に対し、会員等への周知について依頼しておりますことを申し添えます。

担 当：健康教育・学校安全担当 龍野・澤村  
電 話：048-830-6963  
E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp



児童生徒等の健康診断の実施に当たっては、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要であることから、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備の考え方について通知します。

5 初健食第13号  
令和6年1月22日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課長  
各都道府県教育委員会専修学校主管課長  
各都道府県私立学校主管部課長  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課長  
高等専門学校を設置する各公立大学法人担当課長  
高等専門学校を設置する各文部科学大臣所轄学校法人担当課長 殿  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長  
南野圭史

児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した  
健康診断実施のための環境整備について（通知）

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たっては、「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」（公益財団法人日本学校保健会）において示しているとおり、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要です。このため、文部科学省においては、「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について」（令和3年3月26日付け事務連絡）を発出し、脱衣を伴う検査における留意点について周知したところです。

近年、健康診断時の児童生徒等のプライバシーの保護等への懸念が指摘される一方、着衣では正確な検査・診察が困難になる懸念も示されていることから、学校保健関係者の意見を踏まえ、別紙のとおり、検査・診察における対応や検査・診察時の服装、関係者間の連携などについての考え方をとりまとめました。各学校においては、これを参考に、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本件については、別途、公益社団法人日本医師会に対して、各都道府県医師会等に周知されるよう依頼しております。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み大学を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては各国立高等専門学校に対して、公立大学法人及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する高等専門学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の幼保連携型認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いします。

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健指導係

TEL：03-5253-4111（内線2918）

## 児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した 健康診断実施のための環境整備の考え方について

児童生徒等の健康診断を実施するに当たっては、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要となる。このため、学校においては、以下の考え方を参考に、円滑な健康診断実施のための環境を整備することが必要である。

### 1. 検査・診察における対応について

検査・診察に当たっては、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応を行う。具体的には、以下の例を参考に、各学校の施設設備の状況や実施体制等に応じて取り組む。

(具体的な取組例)

- ・男女別に検査・診察を行う。
- ・検査・診察時には、児童生徒等の身体が周囲から見えないよう、囲いやカーテン等により、個別の検査・診察スペースを用意する。
- ・女子児童生徒等の検査・診察に立ち会う教職員は女性となるよう、教職員の役割分担を調整する（養護教諭を除き、原則、児童生徒等と同性の教職員が立ち会う）。
- ・検査・診察の会場（保健室や体育館、特別教室等）内では、待機人数を最小限にした上で、他の児童生徒等に結果等が知られたりすることがないように注意する。
- ・着替える場所を用意したり、待機時には体操服やタオル等で身体を隠せるようにしたりするなどの工夫を行う。

### 2. 検査・診察時の服装について

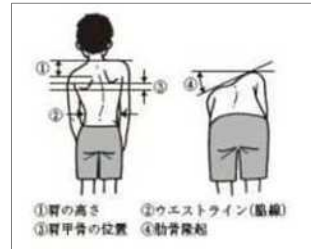
検査・診察時の服装については、正確な検査・診察に支障のない範囲で、原則、体操服や下着等の着衣、又はタオル等により身体を覆い、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮する。

また、検査・診察の場面においては、正確な検査・診察のため、必要に応じて、医師が、体操服・下着やタオル等をめくって視触診したり、体操服・下着やタオル等の下から聴診器を入れたりする場合があることについて、児童生徒等や保護者に対して事前に説明を行う。

(参考) 特に留意が必要な検査項目について

① 脊柱の疾病及び異常の有無

保健調査票等の情報を参考に、脊柱の捻れやわん曲などの脊柱の疾病及び異常の有無を確認する際に、正確な判断を行うため、視診し、必要に応じて、背中や腰を触診する場合があります。



脊柱に関する検査例  
 (「児童生徒等の健康診断マニュアル」より)

② 胸郭の疾病及び異常の有無

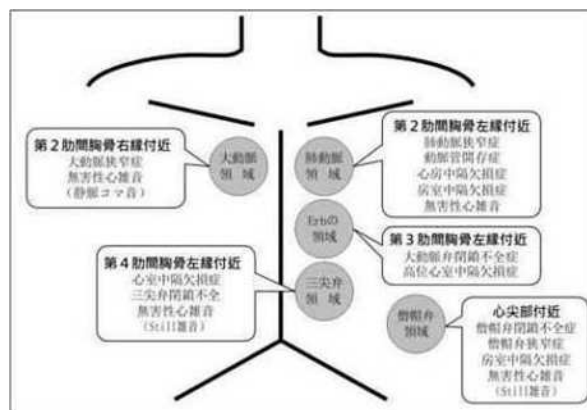
保健調査票等の情報を参考に、胸部の陥没や突出等の変形などの胸部の疾病及び異常の有無を確認する際に、正確な判断を行うため、視診し、必要に応じて、前胸部等を触診する場合があります。

③ 皮膚疾患の有無

伝染性軟属腫(みずいぼ)や伝染性膿痂疹(とびひ)、アトピー性皮膚炎などの皮膚疾患の有無を確認する際に、皮膚の状態を視診し、必要に応じて、触診する場合があります。なお、特に外傷の疑いがある場合などは、臀部や腹部を視診する場合があります。

④ 心臓の疾病及び異常の有無

心臓の疾病及び異常の有無を確認する際に、下着等の上からでは心臓の音が聞こえづらいため、右図の場所の肌に聴診器を当て聴診する。



聴診器を当てる場所の例



### **3. その他の配慮について**

特に配慮が必要な児童生徒等については、検査・診察の時間や場所を工夫するなど、個別の対応を行う。

また、当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けられなかった場合の対応については、保護者に事前に周知する。

### **4. 関係者間の連携、児童生徒等や保護者の理解について**

学校においては、健康診断の実施主体として、円滑な健康診断実施のための環境整備に努める。具体的には、健康診断の意義や重要性、検査・診察の内容や方法（服装を含む。）、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校医と相談し共通認識を持った上で、児童生徒等及び保護者の理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行う。

また、各学校における学校医との共通認識が十分に図られるよう、都道府県においては都道府県医師会と、市町村においては地域の医師会と、検査・診察時の服装を含め、具体的な検査・診察の方法等について協議し、周知する。

事務連絡  
令和3年3月29日

各市町村教育委員会学校保健主管課長  
各県立学校長  
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育局県立学校部参事兼保健体育課長

児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について

令和3年3月26日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添のとおりに通知がありました。

については、十分な配慮と保護者の理解のもと、健康診断を適切に実施するようお願いいたします。

各市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校等に周知をお願いしま。

健康教育・学校安全担当 熊木 美香  
電話：048-830-6963  
E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp

児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について示しますので、参考にいただき、適切に実施くださるようお願いいたします。

事務連絡  
令和3年3月26日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課  
高等専門学校を設置する各公立大学法人担当課  
高等専門学校を設置する地方公共団体担当課  
高等専門学校を設置する各学校法人担当課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中



文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について

学校における健康診断の実施に当たっては、「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」（（公財）日本学校保健会）において示しているとおり、児童生徒等のプライバシーの保護や男女差等への配慮を行い、児童生徒等の心情も考慮して実施することが大切です。併せて、適切、正確な診察や検査等を実施することが児童生徒等の健康のために重要であり、疾患を発見できず治療の機会を逸すること、ひいては学校生活に支障をきたすことがあってはならないと考えています。そのため、このたび、学校保健関係者の意見を聴き、脱衣を伴う検査における留意点について別紙のとおりとりまとめましたので、各学校におかれては、これを参考に、健康診断を実施されるようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み大学を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長並びに高等専門学校を設置する各公立大学法人

の理事長、地方公共団体の長及び各学校法人の理事長におかれては、その管下の学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の幼保連携型認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 保健指導係

TEL : 03-5253-4111 (内線 2918)

脱衣を伴う検査における留意点

1. 健康診断を実施するに当たっては、児童生徒等の心情への配慮と正確な検査・診察の実施を可能にするため、学校医と十分な連携の下、実施方法（脱衣を含む）について共通認識を持ち、必要に応じて事前に児童生徒等及び保護者の理解を得るなど、円滑な健康診断実施のための環境整備に努めること。
2. 診察や検査等に支障のない範囲で、発達段階に合わせた児童生徒等のプライバシーの保護に十分な配慮を行うこと。また、検査を待つ間の児童生徒等のプライバシーの保護にも配慮すること。
3. 衣服を脱いで実施するものは、すべての校種・学年で男女別に実施するなど、発達段階を踏まえた配慮を行うこと。
4. 検査の際には、個別の診察スペースの確保や、実情に応じて教職員の役割分担（補助や記録）についても配慮すること。
5. 脱衣を伴う検査に限らず、保健調査票等が正確に記入されることで健康診断の精度も上がることから、保護者の適切な協力を得るよう努めること。

（参考）学校健康診断を行う場合の工夫例

- ・児童生徒等や保護者への事前の対応については、保健だよりや学年通信等を活用し、正しく検査を受け、疾病等を早期に発見することの重要性について理解を得るとともに、脱衣を伴う場合はその必要性やプライバシーへの配慮を含む実施方法について、丁寧に説明し、理解を得る。
- ・検査時の服装については、事前に学校医と共通認識を図り、検査を受けやすい服装で実施する。
- ・ついたて（囲い）やカーテン等の配慮を工夫し、個別の診察スペースを確保する。
- ・検査の会場（保健室や教室等）内では、待機する人数を最小限にするなど、プライバシーの保護に配慮した環境づくり等に努める。
- ・特に配慮が必要な児童生徒等に対しては、検査の時間を他の児童生徒等とずらすなど、個別に対応する。